

令和7年度第2回滋賀県環境審議会廃棄物部会 会議概要

1. 開催日時

令和7年11月25日（火） 10時00分～11時50分

2. 開催場所

滋賀県危機管理センター 災害対策室1（Web会議形式併用による）

3. 出席委員

浅利委員、伊藤委員（代理：板倉氏）、小川委員、奥委員、川下委員、清水委員、齋藤委員（代理：山口氏）、樋口委員（部会長）、平松委員、藤本委員、松浦委員、水原委員、和田委員

※全委員13名：会場出席7名、Web出席6名

4. 概要

（1）議題

① 第六次滋賀県廃棄物処理計画（本編）の素案と目標について

【事務局】

- ・骨子案として案内していたものを素案に変更している。素案は骨子案よりも内容にボリュームを持たせたものである。
- ・資料1-1、資料1-2に基づき説明

【委員】

- ・リペアチャレンジは非常に良い取組であると考える。その中で重要なのは、耐久財などを購入する際に、長持ちする高品質な製品を選び、長期使用を促す仕組みを整えることである。例えば、10年程度の長期保証のある製品や耐久性の高い製品を推奨することがサーキュラーエコノミーの観点で必要である。
- ・再生プラスチックについては、回収率を上げるだけでなく、回収後の再利用を確実にすることが重要である。現状では回収後の実態把握が不十分で、一部は燃料利用に回っている可能性がある。「責任ある循環型社会」を形成するためには、再利用を行う事業者への利用促進や認証制度などを導入し、単に流通に渡して終わりではなく、次の循環に貢献する仕組みが必要である。こうした取組を県としてどこまで関与できるのか、現状の範囲での見解を求めたい。

【事務局】

- ・市町のクリーンセンターに運び込まれる家具類には、壊れるなどで不要となったものの、価値を有するものが存在する。県は市町や事業者と連携し、これらを引き取り、修理や清掃を施し、再利用を図る取組をリペアチャレンジとして進めている。本事業は、従来の「買って使って捨てる」

という一方向の流れを改め、修理を加えつつ長期使用する循環型の仕組みを経済活動の中に組み込むことを目的とする。

- ・資源の流入量を抑制し、容易に廃棄せず、価値を保持したまま長期にわたり使用することが肝要であり、サーキュラーエコノミーの核心と考えている。リペアチャレンジを通じ、この理念を広く周知し、認知度を高めることが、今後5年間におけるサーキュラーエコノミーへの移行の基礎になるとを考えている。
- ・再生プラスチックについては、再生事業者からも需要側、すなわち使用者の重要性が指摘されている。社会全体が使い捨て型から循環型へ転換しなければ、将来的に資源確保が困難となる危険性がある。
- ・資材の価値を高め、循環利用を促進する仕組みを広く理解させることが不可欠であり、認知拡大と社会構造の変革が鍵となる。具体的な方策には至っていないが、かかる方向性を重視し、取組を推進する考えである。

【委員】

- ・サーキュラーエコノミーに関連し、広島県福山市に所在するエフピコ社では食品トレーのリサイクルを実施しており、回収した食品トレーを再加工し、再び食品トレーとして利用するという、真の意味での循環型利用を実現している。
- ・業界においては、リサイクルは手間がかかり採算性に乏しく、特に廃プラスチック分野では赤字となる事例が多い。しかし、同社は国の支援制度を活用しつつ、黒字経営を達成している。
- ・黒字化の要因は、排出者の協力により「きれいなトレーのみを回収」する仕組みを構築した点にある。これにより選別・粉碎・加工の工程が効率化され、最小限の経費でリサイクルが可能となっている。結果として、排出者の協力が事業成立の前提となっている。
- ・今後、家具のリペア等の取組を進めるにあたり、排出者が協力しやすい環境整備と、事業者が事業化可能な仕組みづくりが不可欠である。こうした協力体制が整って初めて、サーキュラーエコノミー制度の推進が実現すると考える。
- ・県においても様々な取組を進めているが、その内容を広く周知するとともに、一人一人の協力の価値をより強く発信することを望む。

【事務局】

- ・極めて重要な視点であると認識している。これまで県としては優良事例や連携事例の発信を行ってきたが、さらに踏み込み、分別する側の意識や、その推進に必要な要素を検討する必要がある。これには経済的側面も含まれる可能性があり、県としてどのように支援できるかを考えることが課題である。
- ・サーキュラーエコノミーに関しては、分別する側が過度な負担を負うのではなく、それが社会の通常の仕組みとして資源が循環することが理想である。排出側、中間処理側、利用側のいずれもが当たり前に循環を担う社会こそ、サーキュラーエコノミーの本質であると考える。
- ・その実現に向け、取組を進める事業者や関係者に対し、県がどのように支援や情報提供を行うか、また連携を促進する役割を果たすかが重要である。現時点では明確な仕組みは確立していないが、将来的なサーキュラーエコノミーの実現に向け、段階的に基盤を固めていくことが不可欠である。

【委員】

- ・リペアチャレンジ事業に関し、11月に家具販売を実施し、工務店がYouTubeを活用して積極的な提案を行った。12月以降も販売が予定されており、複数の自治体や研究機関との協力も始まっている。現状では廃家具に特化した取組であるが、廃家具は全体のごく一部に過ぎず、計画に記載する以上、一過性ではなく将来を見据えた持続可能な仕組みとする必要がある。
- ・サーキュラーエコノミー推進の観点から、現状の家具販売のみでは尻すぼみとなる懸念があり、打ち上げ花火的な取組に終わらせないためには、市町との協力を強化することが不可欠である。
- ・市町の主要課題である「ごみ問題」と「空き家対策」は極めて重要であり、特に空き家事業は市町行政において大きな比重を占める。リペアチャレンジを空き家リノベーション事業と連携させることで、付加価値を高め、滋賀県発の全国的なモデル事業として発信できる可能性がある。
- ・全国的に空き家問題は深刻化しており、滋賀県は比較的良好な状況にあるものの、市町は依然として対応に苦慮している。市町が空き家リノベーションの際に補助を行うなどの空き家対策事業とリペア事業を組み合わせることで、単体での再生家具販売を超えて、実用化に向けた大きなインパクトを生み出せる。
- ・廃棄物行政の枠を超える部分もあるが、こうした連携を計画に盛り込み、一石を投じることで、事業の有効性を飛躍的に高めることができると考える。

【事務局】

- ・リペアチャレンジを推進する上で、経済的に成り立つことは重要であるが、それに加え、社会的課題を包含して取り組むことが極めて重要である。
- ・空き家リノベーションとの具体的な連携策は現時点では未定であるが、委託事業者からも空き家問題の重大性について認識を共有している。
- ・資源循環を図りつつ、社会課題の解決を目指し、事業の効果を数値として測定する方針である。これにより、経済的側面と社会的側面の双方を解決する仕組みを構築することを目指す。
- ・現在は家具を対象としているが、将来的には家具以外の分野も検討し、他の社会課題との連携を模索する。これには新産業の創出や雇用の拡大が含まれる可能性がある。
- ・空き家などの具体的な課題に対してどこまで関連して取り組めるかはわからないが、委員の指摘のとおり、空き家や未利用資源に価値を付与する取組も視野に入れ、前向きに検討を進める考えである。

【委員】

- ・資料1-1の1ページ目における食品ロス対策の理由について、現行の「食品の価値は時間の経過で損なわれる」という記述は再検討の余地がある。食品ロスはごみの中でも生ごみの重量が大きく、また「もったいない」の象徴であり、関係者の連携により「三方よし」を実現できる点を理由として明記することが望ましいと考える。
- ・資料1-2の7ページ目に記載されたマイボトル使用可能スポット数について、目標値の妥当性を検討する必要がある。人口規模や効果的な対象を踏まえ、適切な数値設定を行うべきである。万博では会場内にウォーターサーバーを80カ所設置したが、それでも不足感があったとの意見

が多く、参考事例として検討を深めるべきである。

- ・マイボトルスポットの設置に関しては、大学や商店街など、人の動線を考慮し、効果的な場所に設置されているかどうかが重要である。
- ・資料1-2の8ページの産業廃棄物不法投棄の年度内解決率については、年度末発生分が不利になるため、「年度内」ではなく「発生から1年以内」とする方が妥当ではないかと考える。
- ・資料1-2の9ページの災害廃棄物対応に関する訓練効果の評価について、現行の「対応力が高まったと回答した割合」だけでなく、回答者数（訓練参加者数）を加味した評価がより実質的な効果を示すと考える。対象訓練の線引きが難しい点は理解するが、本質的な向上につなげるためには評価方法の改善が望ましい。

【事務局】

- ・食品ロスを別冊とする理由については、指摘を踏まえ、記載内容の書きぶりを再検討する。
- ・マイボトルの目標数についても、適切な数値設定の検討を進める。
- ・産業廃棄物不法投棄の年度内解決率については、年末以降の発生案件が年度を跨ぐことが多く、現状では原因者特定に時間を要するため、年度内解決が困難な場合がある。一方で、早期発見・早期解決は不可欠であり、従来どおり85%以上の目標を設定している。
- ・提案された「認識から1年以内の解決」については、現場では目安として努力しているが、進行管理の集計を毎月行なうことは困難であるため、現場担当と協議しながら対応を検討する。
- ・件数減少に伴い解決率が低下している現状を踏まえ、各環境事務所が年度持ち越し案件を1件以上抱えないよう努めることを含め、目標設定を行っている。
- ・災害廃棄物対応力の評価については、指摘のとおり「対応力が高まったと回答した割合×参加者数」が重要であると認識しており、人数を加えた評価方法の導入を検討する。

【委員】

- ・災害廃棄物の円滑な処理体制の構築について、資料1-1の18~19ページに具体的な内容が記載され、資料1-2の9ページには新たな目標値が示されており、災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合に加え、参加者数を併記し、目標値と実績を視覚的に示すことが重要である。
- ・市町の災害廃棄物処理計画については、従来から課題を指摘しており、県の計画は平成30年3月策定のものを見直す方針であるが、市町の計画も現状に即した形で隨時見直しを促す必要がある。実効性のある計画策定を進めるとともに、訓練の実施を通じて県民への周知を図ることが望ましい。

【事務局】

- ・災害廃棄物処理訓練に関する目標値と参加者数の併記については、検討を進める方針である。
- ・災害廃棄物処理計画の見直しについては、現在国の方針が見直されているところであり、それを踏まえてまず県が計画を見直す。その後、県内市町に対して見直しを促進できるよう、県として支援を行う予定である。
- ・國の方針を参考しつつ、計画の実効性を確保し、広く周知できる内容とすることを目指す。

【委員】

- ・資料1-2の4ページにおける産業廃棄物、特に廃プラスチック問題について、将来予測で再生利用率を3%引き上げるとされているが、建設業由来の廃プラスチックは循環利用が困難であることが広く認識されている。したがって、単なる数値目標ではなく、具体的な取組や事例を丁寧に示し、方向性を明確化することが不可欠である。
- ・資料1-2の6ページのサーキュラーエコノミー認知度目標について、令和12年に50%を目指すとされているが、単に言葉の認知を5年後の指標とするのはいかがかと思う。サーキュラーエコノミーとしてすでにリユースや3Rなどに取組まれているので、循環型社会の概念を理解し、さらなる実践をしているかを評価する指標など、言葉の認知度ではない目標設定を再考されることが望ましい。
- ・資料1-2の8ページの廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率について、過去に100%でなかった年があったことは驚きであった。立入検査実施率を確実に100%とすることが県民の安心・安全の担保につながると思う。資料1-2の11ページの優良産廃処理事業者認定数の目標を削除した背景には、小規模事業者への負担やコストの問題があるということで、その代替として、検査実施率100%を確保し、指導事項の有無を明示し、指導ゼロを目指すべきであろう。検査結果を通じて、すべての施設・事業者が適合していることを示すことで、循環型社会における安全性を担保する仕組みを構築することが望ましい。

【事務局】

- ・廃プラスチックについては、委員指摘のとおり、建材由来のものは循環利用が難しいもの多く、再生利用率3%引き上げの目標については精査し、具体的な実施方策を検討する必要がある。
- ・サーキュラーエコノミーに関しては、「実践状況をどう把握、評価するか」が極めて難しい課題であり、引き続き検討を進める。
- ・施設の立入検査については、目標は当然100%であり、現場もその達成に努めている。ただし、施設更新が未完成のため検査が実施できない場合があり、その結果として数値上100%を下回ることがある。現場に行かずに終わらせる事例はなく、行くべき施設にはすべて検査を実施している。分母を施設全体数とした場合、未完成施設の影響で100%を切ることがあり、これがネガティブな発信になるとのことであれば、目標値の表現方法については工夫を検討する。
- ・指導事項については、軽微なものも含めて記載しており、現場では細部にわたるチェックを行っている。根本的な不適合ではなく、未然防止に近い細かな指摘が多い。指導事項は次年度に確認し、ほぼすべて対応済みである。今後、こうした実態をどのように表現するかを検討する。

【委員】

- ・資料1-1の9ページに記載された廃プラスチック再生利用について、五次計画終了時の評価では再生利用率が低く、引き上げが課題とされている。容器包装やペットボトル、食品トレー等は既にリサイクルルートに乗っているが、それ以外の分別されないプラスチックは処分に回っている状況である。
- ・プラスチック製品は複合素材で構成されるものが多く、分別排出が困難であるため、ターゲット

を絞った取組が不可欠である。既存の取組以外で処分されるプラスチックの種類や特徴を把握し、再利用に回すための焦点を明確化する必要がある。その方策についての考えをお聞かせ願いたい。

- ・資料1-1の10ページの漂着ごみについて、琵琶湖は海洋ごみと異なり、流入源は河川や陸地に限定されるため、流入防止のモデル構築に取り組むべきである。琵琶湖の環境保全の象徴性を踏まえ、漂着ごみの発生源や組成を分析し、ポイ捨て由来か産業系か、あるいは災害時の流出かを明らかにする必要がある。
- ・排出源の特定により、事業者のバックヤード管理や市民の行動など、優先的なアプローチ対象を明確化することが望ましい。現状で分析が進められているかを確認し、未実施であれば今後の課題として検討すべきである。

【事務局】

- ・プラスチック再生利用の目標設定については、国が自動車向け再生プラスチックを2030年までに2.1万トンとする方針を念頭に置いていたが、積み上げ方式での検討が不足していた点は指摘のとおりであり、再度精査する方針である。
- ・漂着ごみに関しては、行政と県の研究機関が連携し、琵琶湖へのプラスチック流入に関する調査を実施中である。調査では、流入するプラスチックの種類や発生源の特定を進めており、その結果を踏まえ、流入防止を具体化する施策を検討する予定である。

【委員】

- ・プラスチックごみと聞くと目に見える製品を想起しがちであるが、農業用肥料の被覆材が重要な発生源である。滋賀県の河川はすべて琵琶湖に流入し、被覆肥料は広く使用されているため、湖底ごみの約75%がプラスチックで占められていると推察される。環境こだわり農業を実施する一部の農家では問題がないが、一般的な農業では被覆肥料の使用が常態化しており、これが琵琶湖のプラスチック問題の主要因となっている。プラスチックごみ対策は末端処理だけでなく、発生抑制が不可欠であり、入口対策として被覆肥料の使用削減を最大の目標とすべきである。
- ・この課題解決には農政部門との連携が不可欠であり、滋賀県の農業従事者全員に対し、被覆肥料によるプラスチック流入防止の重要性を周知することで、琵琶湖のプラスチック問題の大部分を解決できる可能性がある。琵琶湖の漂着ごみは海洋ごみとは異なり、河川や農地からの流入が主因であるため、農業由来プラスチックへの対策を重点的に講じる必要がある。

② 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）の素案と目標について

【事務局】

- ・資料2-1、資料2-2に基づき説明

【委員】

- ・資料2-1の1ページの計画策定趣旨において、SDGsとの対比が示されているが、滋賀県独自の「MLGs」も併記することで、滋賀県らしさを強調できると考える。「三方よし」など県独自の理念を反映するため、SDGsの下にMLGsとの対比を掲載することを提案する。

- ・資料2-1の12ページに記載された先進的取組事例の紹介は重要であり、優れた取組を行った事業者への表彰を積極的に実施すべきである。表彰の基準や対象については議論が必要であるが、全国的な大規模事業者ではなく、県内の小規模事業者を対象とすることが望ましい。特に食品ロス削減に取り組む小売店や飲食店など、地域の事業者を勇気づける形で表彰を行うことが、地元企業の意欲向上につながると考える。

【委員】

- ・資料2-1の9ページに示された現行目標の達成状況について、フードバンク認知度は令和7年度目標80%に対し、令和6年度実績46.3%であり、新計画（資料2-2）では目標を50%に見直しており、これは現実的な数値と考えられる。
- ・一方、事業系食品ロス年間発生量については、現状「○」とされているが、新目標では国方針に合わせて60%削減を掲げており、極めて厳しい数値である。実績値は微減微増を繰り返し、令和5年度で11,541トン、基準値から6年間で約1,000トンしか減少していない。これを令和10年度までにさらに約2,500トン削減することは現状では困難に見える。国方針に沿った目標設定は重要であるが、現実的な達成可能性を確保するため、どのような施策を推進し、どのようなスピード感で削減を図るのか、想定されている対策を教えていただきたい。

【事務局】

- ・目標値については、現状では積み上げ方式による具体的な達成見込みを有していない。
- ・現在の取組としては、「三方よしフードエコ推奨店」として食品ロス削減に取り組む事業者の登録制度を推進し、広く利用を促進するとともに、優良事例の横展開を進めている。
- ・新たな施策として持ち帰りを記載しているが、事業者の持ち帰りの取組を県民に周知し、積極的な利用を促す仕組みを検討している。
- ・大幅な削減を実現するための具体策および目標設定については、今後検討していく。

【委員】

- ・国の方針に沿うことは重要であるが、現実的に達成可能な目標設定も同様に重要である。今後の検討においては、実効性を確保できる数値や施策を踏まえた目標設定が必要であると考える。

【委員】

- ・フードバンクやフードドライブの推進においては、店舗の協力が不可欠であり、未利用食品の活用が課題である。
- ・フードバンク認知度は目標値を達成していないが、末端では市町の取組を通じ、福祉団体や社会福祉協議会が生活困窮者や子ども食堂への支援として活用している事例が多い。現状では環境施策と福祉施策が連携しておらず、両者を結び付けることで取組が大きく進展する可能性がある。
- ・県計画には限界があるため、市町や関係団体との連携を強化し、役割分担を明確化することが重要である。
- ・福祉分野との協働により、フードドライブやフードバンクの取組は一歩、二歩と前進し、滋賀県独自のモデルとして発展できると考える。年末には募集活動が活発化し、一定の成果が得られて

いる事例もある。

【事務局】

- ・県庁内において福祉部局との意見交換は行っているがさらに連携することで、環境の視点を共有し、フードドライブやフードバンクの重要性を広く認知させることが可能である。
- ・今後は市町を含め、福祉分野との連携をより密にしていきたい。

【委員】

- ・食品ロス削減の取組を事業者数で評価しているが、実際にフードバンクへ流通している量やその減少傾向について、現段階で集計的に把握されているのか教えていただきたい。

【事務局】

- ・食品ロス量の把握については、事業系では国の統計データに依拠し、県内の多量排出事業者等から推計を行っている。業種別の詳細も国統計に基づく部分が大きい。家庭系についても同様であり、市町が個別に把握している場合もあるが、基本的には国の食べ残しなどの食品ロスの割合を用いて計算している。したがって、県として「どの事業者からどれだけ食品ロスが発生しているか」を正確に把握することは困難であり、小売業等の個別分析も十分には行えていないのが現状である。

【委員】

- ・食品ロス削減において、どの分野で削減余地があるのかを「見える化」することが不可欠である。

【委員】

- ・表彰制度やM L G s に関する議論を踏まえ、滋賀県独自のキーワードである「三方よし」をより強調し、全体施策に反映させるべきであると考える。表彰制度についても、「三方よし」の理念を取り入れ、事業者・行政・県民の協働を促進する方向に寄せることが望ましい。
- ・京都市では、2000 年のごみ量ピーク時からの半減を目指し、「しまつのこころ条例」を制定しており、ごみ減量を生活文化として推進し、事業者・行政・市民の役割を明確化し、実施義務と努力義務を区別するなど、メリハリのある施策を講じている。
- ・滋賀県においても、京都市の事例を参考にしつつ、「三方よし」を活用した施策を盛り込み、県独自の特色を打ち出すことが有効であると提案する。

【委員】

- ・食品ロス削減に関するアンケートは、項目が丁寧かつ詳細であり、食品ロスの概念を理解しやすい内容となっていると評価する。
- ・一方、フードバンク認知度に関するアンケートは、活動内容の説明がなく、単に「知っているか否か」を問う形式であり、回答が「よく知っている」になりにくい構造となっている。フードドライブ推進の記載(資料2-1の12ページ)を踏まえ、フードバンク活動の認知度を測る際には、活動内容や仕組みを事前に提示し、県民に理解を促した上で回答を求めるべきである。

- ・現行の目標達成状況（資料2-1の9ページ）では「フードバンクを知っている人の割合」とされているが、活動や取組内容の理解度を評価する指標に改めることが望ましい。

【事務局】

- ・アンケートの設問については、委員指摘のとおり「フードバンク活動を知っていますか」という問い合わせを設けているが、回答者が理解できるよう、注釈として「フードバンク活動とはこういう活動です」という説明を付記した上で実施している。

③ その他

【事務局】

- ・特になし

以上